

UBC情報

発行：2026年10月1日

No. 316

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

10月8日より最低賃金が変更されます。
山口県の最低賃金は現行の1,043円から
58円引き上げられ、1,101円となります。

トピックス

10月から始まった「保険料調整制度」

短時間労働者に対する社会保険（厚生年金・健康保険）の適用拡大に伴い、保険料負担を軽減する「保険料調整制度」が本年10月から始まりました。

◆事業所の範囲が段階的に拡大◆

一定の短時間労働者（週の所定労働時間が20時間以上など）が社会保険の加入対象となる「特定適用事業所」は現在、従業員数（厚生年金の被保険者数）51人以上の企業等が該当しますが、令和9年10月から36人以上、11年10月から21人以上、14年10月から11人以上、17年10月から10人以下と段階的に拡大される予定です。

これに伴い、加入対象となった短時間労働者が負担する保険料の一定割合（標準報酬月額に応じて異なる）を事業主が一時的に負担することで通算3年間軽減する「保険料調整制度」が設けられました。なお、事業主が負担した軽減分は一定期間経過後に調整され、最終的に納付する保険料は増えません。

◆保険料調整制度の対象となる事業所など◆

保険料調整制度の対象となる事業所や短時間労働者は次のとおりです。

◎令和8年10月以降に対象となる事業所

令和8年10月以降に任意特定適用事業所（労使の合意により、任意で短時間労働者を社会保険の加入対象とした事業所）となった事業所が対象となります。

◎令和9年10月以降に順次対象となる事業所

令和9年10月以降の適用拡大により、短時間労働者が加入対象となる事業所が対象となります。

◎対象となる短時間労働者

社会保険に加入する短時間労働者で、月収13万円未満（標準報酬月額が12.6万円以下）の方が対象となります。

山口県収入証紙の廃止

山口県収入証紙は、運転免許証の更新やパスポートの取得、各種証明書交付申請等の県の手数料を納付する際にご利用いただいていたものです。これまで弊所における建設業許可関係の申請の際に手数料の納付としてご利用いただいていたました。

昨年「山口県収入証紙条例を廃止する条例」が制定され、このたび令和8年10月1日付けで施行することから令和8年10月1日以降は、証紙を購入できなくなりました。令和8年9月末までに購入された証紙は、令和9年3月末日まで手数料の納付に使用できます。令和9年4月1日以降は、証紙を使用できなくなりますので、ご注意ください。購入後、使用する見込みのない証紙や、令和9年3月末日までに使用しなかった証紙は、還付請求していただくことにより、額面金額を還付します。証紙の還付請求の手続きは、令和13年9月末日までに行う必要があります。

そして令和8年10月1日からは証紙に代わる新たな県手数料の納付方法に移行します。オンライン納付、収納窓口でのキャッシュレスや現金納付などが利用できるようになります。

建設業許可関係の手数料を県税事務所等の収納窓口で納付をご希望されるお客様は、山口県のホームページの山口県手数料納付連絡票（Pos用）一覧ページの該当の手続きの連絡票PDFを印刷のうえ窓口にて手数料を納付されてください。レシートと一緒に発行される「納付済証」は建設業許可関係の手続きに必要なため必ず保存してください。また「やまぐち電子申請サービス」から電子納付をご希望されるお客様は電子納付時の「送信完了」画面の他、「申請受付のお知らせ」メール又は「納付完了のお知らせ」メールに記載される受付番号を保存してください。

災害により資産が損害を受けた場合は

熊本地震、千葉豪雨と大きな災害が相次いで発生しています。

◆住宅や家財などが損害を受けた場合（所得税）

災害により住宅や家財などが損害を受けた場合は、「雑損控除」又は「災害減免法による所得税の軽減免除」のどちらか有利な方法を選択できます。

◎雑損控除

住宅や家財など生活に必要な資産が損害を受けた場合、「損失額－所得金額の10%」又は「損失額のうち災害関連支出の金額－5万円」のいずれか多い方を所得金額から控除できます。

◎災害減免法による所得税の軽減免除

住宅や家財の損害額が時価の1/2以上で、その年分の所得金額が1千万円以下の方は、所得金額に応じて所得税が軽減・免除されます

（500万円以下は免除、750万円以下は1/2軽減、1千万円以下は1/4軽減）。

◆法人の災害関連費用の取扱い（法人税）

◎滅失・損壊した資産等

棚卸資産や固定資産などが滅失・損壊した場合の損失、損壊した資産の取壊しや土砂等を除去する費用は損金算入できます。

◎復旧のための費用

損傷を受けた固定資産（評価損を計上したものを除く）について、原状回復や補強工事等の費用は修繕費として損金算入できます。

◎災害損失欠損金の繰戻しによる還付

災害損失欠損金額が生じた場合は、その事業年度開始日の前2年以内（白色申告の場合は前1年）に開始した事業年度に繰戻して法人税額の還付を請求できます。

◎被災した取引先等に対する支援

被災した取引先等に対して災害見舞金等を支出した場合、交際費等には該当せず損金算入できます。また、売掛金を免除した場合は、その損失を損金算入できます。

国税の滞納残高は6年連続で増加

国税庁が公表した「令和7年度租税滞納状況」によると、令和7年度における国税の徴収決定済額89兆7949億円のうち、9935億円（前年度比0.1%増）の新規滞納額が発生しました。税目別では消費税が最も多く5172億円です。

また、滞納中の国税を徴収して整理済みとなった額は9802億円（同3.3%増）で新規滞納額を下回ったため、令和7年度末の滞納残高は9847億円（1.4%増）と6年連続で増加しました。

税金を滞納すると延滞税が課せられるほか、財産の差押え等の滞納処分を受ける場合もあります。なお、災害により納税が困難となった場合は納税の猶予を受けることができます。

免税事業者等からの仕入に係る経過措置

免税事業者等のインボイス発行事業者以外からの仕入れについて一定割合を仕入税額控除できる経過措置は、令和8年度税制改正により控除割合が見直され、本年10月から70%となります。

本年9月までは80%でしたが、10月1日前後の取引で適用する割合は課税仕入れの時期で判断します。商品の仕入れの場合、課税仕入れの時期は原則として引渡しの日であり、本年10月1日以後の仕入れは70%となります。また、役務の提供を受けた場合は原則、役務の全部が完了した日です。

なお、前払費用のうち、支払日から1年以内に提供を受ける役務に係る「短期前払費用」は、支払日の属する課税期間に経過措置を適用できます。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <https://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 316

発行：2026年
10月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：https://ubc-net.com

所属：（一財）総合福祉研究会

（一社）全国地域医業研究会

骨太2026

「国民皆保険・皆年金を堅持」と明記されました

～「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていく」ことも強調されています～

7月21日、例年よりも約1か月遅れて「経済財政運営と改革の基本方針2026」（以下「骨太2026」といいます。）が閣議決定されました。今年の副題は「『責任ある積極財政』元年～日本の挑戦を起動する！」で、「強い経済」の実現が強調されています。また、成長戦略を強力に推進していく方針も明記されました。今回の骨太2026で特に注目されるのは、これまで繰り返し掲げられてきた「財政健全化」という言葉が姿を消したことです。これは、国の支出をできる限り抑え、財政の健全化を優先する従来の考え方から、一定の財政支出を行いながら、将来の成長につなげていく方向へと政策の軸足を移すものといえます。つまり、必要な分野には積極的に財政資金を投入し、日本経済の持続的な成長を実現していこうという考え方です。社会保障についても、「成長型経済に合わせて持続可能な設計に変える」との方向性が示されました。特に、現役世代の負担に配慮し、社会保障料率の上昇を止め、さらに引き下げていく方針が明記されています。

◆医療・介護・社会福祉等の政策動向

医療、介護、社会福祉等に関しては、骨太2025で示された方向性の多くは、骨太2026においても引き続き踏襲されており、昨年から大きな方針転換があったわけではありません。政府は、①質の高い効率的な医療・介護サービス提供体制の構築、②医療・介護DXやICT等による生産性向上や省力化③サービス需要の地域差に応じた中山間・人口減少地域での柔軟な対応、また④協働化・大規模化による経営改善の取り組みなどを進める考えです。一方、骨太2025では第3章「主要分野ごとの重要課題と取組方針」の一項目として位置付けられていた「全世代型社会保障の構築」が、骨太2026では「2.全世代型社会保障の構築」として独立した項目に格上げされています。また、「国民皆保険・皆年金を堅持する」と明記され、従来の「将来にわたって維持する」という表現から、より明確に制度を守る姿勢が示されました。その一方で、骨太2025に盛り込まれていた「公的保険を補完する民間保険の開発」という記述は削除されています。

◆人材確保・処遇改善の方向性

人材確保・処遇改善については、骨太2025の流れを大きく引き継ぎつつ、より戦略的な位置づけに格上げされています。2020年代に全国平均1,500円を目指すとしていた最低賃金については、その達成時期が「2030年代前半、できる限り早期」と修正されたものの、引き続き目標として掲げられています。医療・介護・保育・福祉等の分野における人材確保についても、概ねこれまでの方針が継続されていると考えられます。ただし骨太2025にあった「全国で必要な介護・福祉サービスを確保するため外国人を含む人材確保対策を進める」という具体的な表現は無くなりました。また、介護や障害福祉の報酬改定についても、骨太2025の方針を引き継ぎ、「他職種と遜色のない処遇改善の実現を図る」と明記されました。人材不足が深刻化する中、処遇改善を進め、必要な人材を確保することが引き続き重要な政策課題となっています。

（総合福祉研究会）

「社会福祉法人経営実務検定試験」会計2級・会計3級・経営実務基礎（旧入門）の実施がオンライン化し、より受験しやすくなりました。

次回実施は12月上旬です。詳細は総合福祉研究会HPでご確認下さい。

第24回「社会福祉法人経営実務検定試験」（ペーパー試験）は試験日が令和8年12月6日（日）で申込開始中です。ペーパー試験は、ガバナンス・財務管理・会計1級のみ実施されます。 ※全国主要都市で実施



社会福祉法人における事業区分・拠点区分間の繰入は、指導監査で最も厳しくチェックされる項目の一つです。指摘を回避するための最大のポイントは、厚生労働省の通知に基づいた「事前の承認手続き」と「資金の使途制限」のルールを理解し、業務に適用することです。

◆事業区分・拠点区分間「繰入」の留意ポイント

原則として、福祉サービスの財源（公費や介護報酬等）を他の事業に流用することは制限されています。繰入を行う場合は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

①社会福祉事業への繰入

本来の福祉目的であるため、原則として法人内の社会福祉事業間での繰入は認められますが、下表の通り介護報酬、自立支援給付費、委託費等の財源別に繰入制限に差があります。

財源の種類	繰入制限の厳格さ	繰入の可否	監査での主な指摘リスク
委託費（認可保育所等）	最厳格	・原則禁止（厳格な「弾力運用」要件あり） ・法人外流出は厳禁	・弾力運用の要件未達での本部や他園への繰入 ・繰入限度額を超過する繰入
措置費（養護老人ホーム、障がい者入所施設等）	厳格	・原則禁止（運営費通知に基づく制限あり） ・法人外流出は厳禁	・当期資金不足が生じる状態での繰入 ・繰入限度額を超過する繰入
介護報酬（特養、老健、デイサービス等）	比較的緩やか	・原則自由（ただし法人内に限る） ・法人外流出は厳禁	・繰入限度額を超過する繰入 ・繰入元の資金ショート ・定款変更の認可を得ていない状態での、公益事業へのフライング繰入
自立支援給付費（障がい福祉サービス等）	比較的緩やか	・原則自由（ただし法人内に限る） ・法人外流出は厳禁	繰入限度額を超過する繰入 ・繰入元の資金ショート ・定款変更の認可を得ていない状態での、公益事業へのフライング繰入

②公益・収益事業への繰入

社会福祉事業の経営に支障がない範囲で、一定の要件（剰余金があること等）を満たした場合は公益事業への繰入は認められます。収益事業への繰入は禁止です。

③法人本部への繰入

社会福祉事業の拠点から本部へお金を動かすことが認められるのは、基本的に以下の2つのケースが想定されます。

（ア）法人共通の経費の支払い（弁済）

役員報酬、本部事務員の給与、本部オフィスの家賃など、法人全体を維持するための経費を、各拠点が「割り勘」して本部に払うための繰入です。

（イ）本部が購入する資産（法人共通のシステムなど）の購入資金

法人全体で導入する会計システムや、全拠点で使うサーバーなどの購入費用を各拠点で出し合うための繰入です。

なお、「『社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について』の一部改正について（平成29年3月29日）」（問11）では、運用収入及び前期末支払資金残高を法人本部の運営に要する経費として繰入れて支出できる対象経費は、「法人本部の事務費であって、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）に定める資金収支計算書の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とする。」と定められています。「事務費支出」には、会計監査人の設置に要する費用を含めて差し支えないこと、また、役員報酬については、対象経費として差し支えないものの、役員報酬規程等を整備した上で勤務形態に即して支給しているものであること、とされています。

各拠点から必要以上の資金を本部に吸い上げ、本部拠点の「次期繰越活動増減差額（内部留保）」を不自然に膨らませる行為は、公費（委託費や措置費等）は現場の利用者のために使うのが原則である以上、「本部に不当に利益を移している」と指摘される可能性があります。

日頃から計画的な資金管理を心掛け、期末になって「本部の資金が足りないから」と、当初の予備費や予算にない繰入を決算書上でいきなり計上するのではなく、事前に理事会が承認した「補正予算」にて計画的に対応することが望まれます。